

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表いたします。

土浦市

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日）

1 行政職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	主事又は技師の職務	129	15.8	主事 技師 保育士 社会福祉士 心理士 保健師 理学療法士 管理栄養士 学芸員 司書	92 7 2 4 3 7 3 4 5 2	129	15.8	主事級
2級	主幹の職務	250	30.7	主幹 主幹（再任用）	249 1	250	30.7	主幹級
3級	主任の職務	166	20.3	主任 主任（再任用）	147 19	166	20.3	主任級
4級	1 室長、係長、政策員又は主査の職務 2 調整官の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	145	17.8	係長 室長 政策員 所長 館長 主査 副所長 保育所副所長 副園長 調整官 主任（再任用）	51 2 1 13 3 49 1 3 1 14 7	124 14 7	15.2 1.7 0.9	係長級 調整官 主任（再任用）
5級	1 課長補佐又は主任政策員の職務 2 議会事務局次長補佐の職務 3 監査委員事務局長補佐の職務 4 農業委員会事務局長補佐の職務	63	7.7	課長補佐 局長補佐 所長（課長補佐級） 館長補佐 園長（課長補佐級） 副館長（課長補佐級） 室長（課長補佐級） 主任政策員	42 1 6 1 1 1 10 1	63	7.7	課長補佐級
6級	1 課長の職務 2 議会事務局次長の職務 3 監査委員事務局長の職務 4 農業委員会事務局長の職務	42	5.2	課長 館長（課長級） 所長（課長級） 副館長（課長級） 議会事務局次長 事務局長	36 1 1 1 1 2	42	5.2	課長級
7級	参事の職務	11	1.3	参事 会計管理者	10 1	11	1.3	参事級
8級	1 部長（市長公室長を含む。）の職務 2 議会事務局長の職務	10	1.2	市長公室長 部長 議会事務局長	1 8 1	10	1.2	部長級
合計		816	100.0		816	816	100.0	

※再任用職員は、短時間勤務職員（計11名）を含みます。

## 2 企業職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0	主事	0	0	0.0	主事級
2級	主幹の職務	5	25.0	主幹	5	5	25.0	主幹級
3級	主任の職務	5	25.0	主任 主任（再任用）	4 1	5	25.0	主任級
4級	1 係長又は主査の職務 2 調整官の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	8	40.0	係長 主査	2 6	8	40.0	係長級
5級	課長補佐の職務	1	5.0	課長補佐	1	1	5.0	課長補佐級
6級	課長の職務	1	5.0	課長	1	1	5.0	課長級
7級	参事の職務	0	0.0	参事	0	0	0.0	参事級
8級	部長の職務	0	0.0	部長	0	0	0.0	部長級
合計		20	100.0		20	20	100.0	

※再任用職員は、短時間勤務職員（1名）を含みます。

## 3 技能労務職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	1 一般技能職員（物の製造若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 2 調理等家政的業務を行う職員（以下「家政職員」という。）の職務 3 自動車運転員の職務 4 管理員及び清掃員（以下「管理員等」という。）の職務 5 その他前各号に類するものの職務	1	5.3	調理員	1	1	5.3	
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする家政職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転員の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする管理員等の職務 5 前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	5	26.3	技術員 管理員 技術員（再任用） 管理員（再任用） 調理員（再任用）	1 1 1 1 1	5	26.3	
3級	1 一般技能職員を直接指揮監督する職員の職務 2 家政職員を直接指揮監督する職員の職務 3 自動車運転員を直接指揮監督する職員の職務 4 管理員等を直接指揮監督する職員の職務 5 前各号と同程度の職務で市長の定めるもの	7	36.8	技術員 管理員 調理員	3 3 1	7	36.8	
4級	1 多数の一般技能労務職員を直接指揮監督する主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とし、職務の内容、責任の度が前号と同程度の者の職務	6	31.6	技術員 管理員	5 1	6	31.6	
5級	極めて多数の一般技能労務職員を直接指揮監督する主任の職務	0	0.0		0	0	0.0	
合計		19	100.0		19	19	100.0	

※再任用職員は、短時間勤務職員（1名）を含みます。

#### 4 消防職給料表を適用する職員

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1級	主事の職務	63	31.3	消防士 消防副士長	14 49	63	31.3	主事級
2級	主幹の職務	50	24.9	消防副士長	50	50	24.9	主幹級
3級	主任の職務	30	14.9	消防司令補	30	30	14.9	主任級
4級	1 係長、当直司令又は副分署長の職務 2 調整官の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	36	17.9	係長	5	29	14.4	係長級
				副分署長 当直司令	1 23			
				調整官	7	7	3.5	調整官
5級	副署長又は課長補佐の職務	11	5.5	副署長 課長補佐	8 3	11	5.5	課長補佐級
6級	署長（土浦消防署長を除く。）、課長、分署長又は上席副署長の職務	9	4.5	署長 課長 分署長 上席副署長	3 3 1 2	9	4.5	課長級
7級	次長又は土浦消防署長の職務	1	0.5	次長	1	1	0.5	参事級
8級	消防長の職務	1	0.5	消防長	1	1	0.5	部長級
合計		201	100.0		201	201	100.0	

#### 5 特定任期付職員（土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員）の給料表を適用する職員

号給	区分	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.00		0			
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.00		0			
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.00		0			
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	100.00	法務専門官	1			
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0			
6号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.00		0			
7号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.00		0			
合計		1	100.0		1			